

平成 24 年 8 月 3 日
総務省山梨行政評価事務所

自動体外式除細動器（AED）の設置、維持管理及び使用に関する調査結果

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象とし、主として合规性、適正性、有効性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

本調査は、総務省山梨行政評価事務所が、平成24年4月から同年7月にかけて実地に調査した結果に基づき、県内の国の行政機関に対して24年8月3日に改善意見を通知するとともに、地方公共団体関係施設及び民間施設を調査した結果を公表するものです。

連絡先

山梨行政評価事務所

第1 評価監視官室

担当：坂井

電話：055-252-1496

FAX：055-251-9223

自動体外式除細動器(AED)の設置、維持管理及び使用に関する調査

調査の背景

○ 自動体外式除細動器(AED)については、平成16年の厚生労働省の通知以降、救命の現場に居合わせた一般市民がAEDを使用しても、医師法違反には該当しない。

○ 医療機関のほか、学校、駅、商業施設等で急速にAEDの設置が普及。

・平成22年12月販売累計台数約33万台のうち、医療・消防機関以外への販売台数は約25万台

○ AEDの設置については、法的義務付けはなく、設置の詳細は不明。

○ 心肺停止者が出た施設にAEDが設置されていない例。

○ AEDの故障などにより、緊急時にAEDが使用できなかった例。

調査の項目

1 国の庁舎等の施設におけるAEDの設置、維持管理及び使用等の状況

山梨県内の国の行政機関31機関

2 地方公共団体関係施設及び民間施設におけるAEDの設置、維持管理及び使用等の状況

地方公共団体関係施設23施設、民間施設11施設

処理

改善事項を関係行政機関に通知(所見表示)

調査結果(実態)を公表

＜調査の視点と制度の概要等＞

1 AEDの設置

- ・ AEDを設置していない施設は、緊急時に他施設からAEDを借りられる体制を整えておくことが必要。
- ・ AEDを設置する場合には、入口付近など来所者の目に付きやすい場所に設置することが必要。
- ・ 地域住民等にAEDの存在を周知するためには、施設入口にAED設置施設であることを表示することが必要。

2 AEDの維持管理

- ・ 厚生労働省は、電極パッドには使用期限、バッテリーには寿命があるため、これら消耗品の交換時期を把握し、適切に交換することが必要としている。
- ・ 厚生労働省は、AEDを日常的に点検し、記録することが必要としている。
- ・ 販売業者から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付けることが必要としている。

3 AEDの使用に関する講習

- ・ AED設置施設に勤務する職員は、救急時に対応できるように、講習を受けることが必要。
- ・ 講習は、「2年から3年間隔での定期的な再受講」が望ましいとされている。

4 AEDの一般財団法人日本救急医療財団への登録

- ・ 同財団は、地域住民等がAEDの設置をあらかじめ把握できるよう、販売業者を通じて、AEDの設置情報を登録し、ホームページで公開している。
- ・ 厚生労働省は、財団への登録を呼び掛けている。

1 国の庁舎等の施設におけるAEDの設置、維持管理及び使用等の状況

調査結果の概要

1 AEDの設置(31機関調査)

- ① AEDを設置していない(5機関。うち1機関は平成24年9月までに設置予定) [16.1%]。
- ② 事務室内の棚等の人目に付きにくい場所に設置(2機関) [6.5%]。
- ③ 庁舎入口にAED設置施設の表示がない(3機関) [9.7%]。

2 AEDの維持管理(26機関調査)

- ① 電極パッドの使用期限が切れていた(2機関) [7.7%]。
- ② 消耗品を交換したが、表示ラベルの記載内容を更新していない(1機関) [3.8%]。
- ③ 日常点検を実施しているが、記録なし(13機関) [50%]。
- ④ 表示ラベルが取り付けられていない(2機関) [7.7%]、収納ケース内に設置されているAED本体に表示ラベルを取り付けているため、外部から記載内容を確認できない(11機関) [42.3%]。

3 AEDの使用に関する講習(26機関調査)

- ① AED設置後の講習等を実施していない(1機関) [3.8%]。
- ② 3年以上講習等を実施していない(3機関) [11.5%]。

4 AEDの一般財団法人日本救急医療財団への登録(26機関調査)

- ① AED設置情報を登録していない(7機関) [26.9%]。
- ② 住所や台数の変更があったにもかかわらず、登録情報が変更されていない(1機関) [3.8%]、誤った台数が登録されている(5機関) [19.2%]。

所見表示

各機関では、AEDの適切な設置、維持管理等を図る観点から、次のような措置を講ずることが望ましい。

- ① AEDが未設置の機関のうち、i) 合同庁舎に入居している機関は、日頃から合同庁舎連絡会議などを通じて緊急時にAEDを使用できるよう連携を図ること、ii) 単独庁舎や民間ビルに入居している機関は、緊急時に備えて、AEDの設置情報が掲載されている一般財団法人日本救急医療財団のホームページなどを利用して、日頃から民間施設も含めて庁舎等周辺のどこにAEDが置かれているか把握しておくこと
- ② AEDの設置に当たっては、人目に付く分かりやすい場所に設置し、庁舎入口にAED設置施設であることを掲示するとともに、合同庁舎等においては、AEDを設置していない他機関の職員や来庁者にも設置場所を周知すること
- ③ AEDの維持管理については、日常点検の結果を記録することを励行し、表示ラベルの記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケースに適切に取り付けるとともに、表示ラベルの記載を適切に行い、消耗品の使用期限切れが生じないように、管理を徹底すること
- ④ 講習の受講については、可能な限り、消防機関等が実施する普通救命講習を受講する機会を設け、職員に対し講習を受講させること
- ⑤ 一般財団法人日本救急医療財団のホームページに未登録の機関については、速やかに登録事務を実施し、誤った登録となっている機関については、速やかに訂正の手続を行うこと

2 地方公共団体関係施設及び民間施設におけるAEDの設置、維持管理及び使用等の状況

調査結果の概要—実態—

1 AEDの設置(34施設調査)

- ① 公衆電話の陰で人目に付きにくい場所に設置(1施設) [2.9%]。
- ② 施設入口にAED設置施設の表示がない(12施設) [35.3%]。

2 AEDの維持管理(34施設調査)

- ① 電極パッドの使用期限が切れていた(1施設) [2.9%]。
- ② 電極パッドの交換時期については、AED本体と収納ケースに交換時期を記載したシールが貼り付けてあるが、バッテリーの交換時期を記載したシールが貼り付けられていない(1施設) [2.9%]。
- ③ 日常点検を実施しているが、記録なし(17施設) [50%]、日常点検を実施していない(2施設) [5.9%]。
- ④ 表示ラベルが取り付けられていない(11施設) [32.4%]、収納ケース内に設置されているAED本体に表示ラベルを取り付けているため、外部から記載内容を確認できない(7施設) [20.6%]。

3 AEDの使用に関する講習(34施設調査)

3年以上講習等を実施していない(4施設) [11.8%]。

4 AEDの一般財団法人日本救急医療財団への登録(34施設調査)

- ① AED設置情報を登録していない(7施設) [20.5%]。
- ② 住所と台数が誤って登録されている(1施設) [2.9%]、台数が誤って登録されている(2施設) [5.9%]

5 AEDの使用状況(34施設調査)

AEDの使用が2施設 [5.9%]であった。

6 推奨事例(34施設調査)

- ① 夜間などでも緊急時に窓ガラスを割ってAEDを取り出し、使用することが可能となっている(5施設) [14.7%]。
- ② 社員が当直していることから、24時間使用することが可能となっている(6施設) [17.6%]。
- ③ 消防機関が実施する普通救命講習等を職員等に受講させていた(27施設) [79.4%]、業者が実施する講習を職員に受講させていた(2施設) [5.9%]。
- ④ 施設のホームページなどでAED設置情報を公表している(27施設) [79.4%]。